

三重県議会委員会条例の一部改正について(案)

- 1 改正の理由： 部制条例の改正に伴い、令和5年4月1日から行政部門別常任委員会の名称及び所管について委員会条例を改正する必要がある。
- 2 改正内容： 委員会条例第2条の名称及び所管の改正
 (1) 総務地域連携デジタル社会推進常任委員会及び戦略企画雇用経済常任委員会の名称及び所管事項を改正する。

3 常任委員会の名称及び所管部局

(令和5年4月1日以降)

現 行		改 正 案	
名 称	所 管 部 局	名 称	所 管 部 局
総務地域連携 デジタル社会推進	総務部 地域連携部 デジタル社会推進局	総務地域連携交通	総務部 地域連携・交通部 部外(出納・監査・人事委 員会・議会事務局)
戦略企画雇用経済	戦略企画部 雇用経済部 部外(出納・監査・人事委 員会・議会事務局)	政策企画 雇用経済観光	政策企画部 雇用経済部 観光部
環境生活農林水産	環境生活部 農林水産部	環境生活農林水産	環境生活部 農林水産部
医療保健子ども 福祉病院	医療保健部 子ども・福祉部 病院事業庁	医療保健子ども 福祉病院	医療保健部 子ども・福祉部 病院事業庁
防災県土整備企業	防災対策部 県土整備部 企業庁	防災県土整備企業	防災対策部 県土整備部 企業庁
教育警察	教育委員会 公安委員会	教育警察	教育委員会 公安委員会

4 経過措置

- (1) 条例改正後についても、新たに委員指名は行わず、現行の委員会の正副委員長、委員が令和5年4月1日以降、改正後の委員会の正副委員長、委員となるものとする。
- (2) 現行の委員会で審査中又は調査中の事件は、改正後の委員会に、それぞれ付議されたものとみなす。

- 5 議案審議方法： 議会運営委員会で審査の上、議会運営委員会提出議案として提案する。